

# 低入札価格調査基準価格の見直しについて

国土交通省大臣官房技術調査課

事業評価・保全企画官 しおい なおひこ 塩井 直彦

1

## はじめに

建設投資はピーク時の平成4年に比較して47.2%となっている状況であり、経常利益率についても1.7%（平成19年度）となっており、全産業平均の3.4%と比較して低い状況が続いている。また、地域の老舗企業の倒産などが相次いでいる状況であり、厳しい状況下における競争の激化により、低価格での落札が相次いでいるところである。

公共事業は日本経済、とりわけ地域の経済・雇用を支えるためにきわめて重要な役割を果たしている。このため、先般決定した政府・与党会議等における「経済危機対策」においても、平成21年度当初予算において、過去最高水準の前倒し執行を進めることとあわせ、公共事業の実施に当たって、ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進すること等としている。

公共工事において、低価格による受注が行われた場合には、工事品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

このため、公共工事の発注にあたり、低価格で応札した者に対する品質確保体制を厳格に審査す

ることはもとより、低価格の判断基準として、品質を確保するために必要な価格としての「低入札価格調査基準価格」について、適切に設定することが必要である。

2

## 低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格は、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のことである。

この低入札価格調査基準価格については、昨年4月に計算式の見直しを行ったところであるが、工事の品質確保の観点からダンピング対策を一層強化するために、今年の4月にさらに見直しを行うこととしたところである。

詳細は、図1のとおりであり、計算式の見直しにより、昨年4月に見直しを行った低入札調査基準価格から、さらに2%程度引き上げることとなる。また、計算式の見直しにあわせ、その範囲（上限値および下限値）も引き上げ、従前の「2/3～85%」を「70～90%」に変更している。

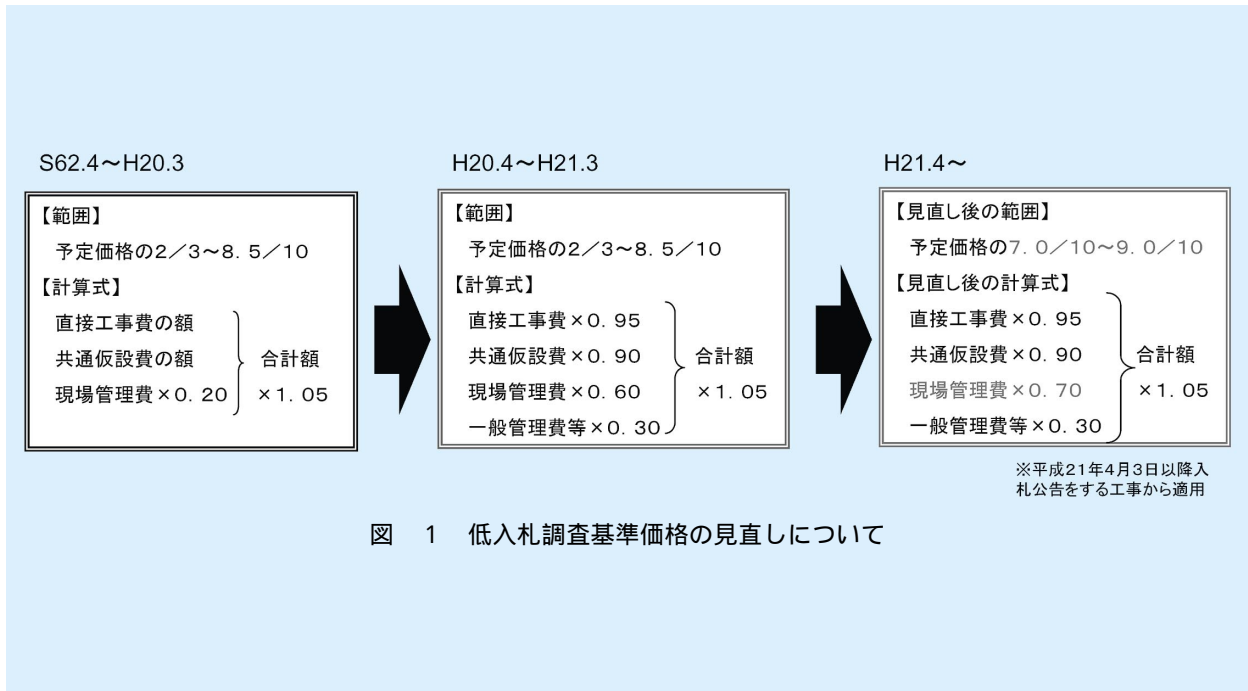


図 1 低入札調査基準価格の見直しについて

3

おわりに

本見直しについては、地方公共団体に対しても情報提供を行い、地方公共団体が発注する工事における低入札価格調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請しているところである。

地方公共団体においては、例えば長崎県や佐賀県で最低制限価格を90%程度に引き上げる等、各

県での動きも活発になっている状況である。

今回の見直しを考慮しつつ、調査基準価格や最低制限価格の適切な設定が、地域の地場産業である建設業の継続的な経営を可能にし、さらには地域経済を守り、地域の雇用の維持につながるということを、認識していただきたく、今後とも発注者協議会の場等を通じて、継続的に働きかけを行っていく考えである。